

(様式-教務3の3)

インフルエンザは  
様式-教務3の4を使用

校長	教頭	教務主任	保健主事	学年主任	担任

## 学校感染症による出席停止承認願

令和 年 月 日

山梨県立北杜高等学校長殿

年 組 番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

以下のとおり学校感染症により登校ができませんでした。出席停止の扱いについて  
ご配慮願います。

### 証 明 書

診断名 \_\_\_\_\_

初診日 令和 年 月 日

出席停止期間

月 日 ~ 月 日は感染予防上、出席停止が必要です。  
月 日 より登校に支障がないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_

学校において予防すめき感染症の種類と出席停止期間の基準  
(学校保健安全法施行規則第18条・19条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新型感染症	治癒するまで
第2種感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) * 様式3-4を使用して報告	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種感染症	腸管出血性大腸菌感染症、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、パラチフス、その他の伝染病(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症等)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿疱疹(とびひ)等